

令和 8 年度長洲町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、町が行う障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、町の全ての機関が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

町において、物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、法第 2 条又は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条に規定する次に掲げる施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (6) 小規模作業所
- (7) 特例子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 在宅就業障害者
- (10) 在宅就業支援団体

4 調達する物品等

町が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

なお、障害者就労施設等が提供する物品及び役務の開発、充実等の状況に応じて、調達の対象を適宜見直すものとする。

(1) 物品

事務用品、食料品、小物雑貨、その他障害者就労施設等が提供する物品

(2) 役務

印刷作業、清掃作業、情報処理作業、分別作業、電子化作業、その他障害者就労施設等が提供する役務

5 調達に当たっての留意事項

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 障害者就労施設等が提供することができる物品等の情報を収集し、庁内各部署に情報提供するとともに、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (3) 物品等の発注に当たっては、計画的に発注を行うとともに、障害者就労施設等の受注能力や作業体制等に配慮した納期及び履行期間の設定に努めるものとする。
- (4) 物品等の調達に当たっては、地方自治法、長洲町財務規則その他関係法令等の規定に基づき、適正に契約手続を行うものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を作成し、又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 令和 8 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、年度終了後に取りまとめ、遅滞なく町ホームページ等により公表する。

7 調達の目標

令和 7 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達実績額を上回ることを目標とする。

附 則

この方針は、令和 8 年 5 月 1 日から適用する。